

建管一 333
平成19年4月25日

各 部 局 長
秋 田 県 教 育 長
秋田県警察本部長
各 地 域 振 興 局 長
部 内 各 課 所 長 様

秋田県建設交通部長

建設コンサルタント業務等における予定価格の事前公表について（通知）

公共事業における入札・契約制度の透明性・競争性の一層の向上を図るため、建設工事において実施している予定価格の事前公表を、建設コンサルタント業務等においても実施することとし、関係要綱等の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、取扱いにあたっては、次の事項に留意してください。

また、各部局長等にあつては、関係課所長に対しても周知くださるようお願いいたします。

1. 公募型指名競争入札にあつては、平成19年5月1日以降に入札公募を行う業務から適用してください。
2. 1以外の指名競争入札にあつては、平成19年5月1日以降に指名通知を行うものから適用してください。

担当 建設管理課技術管理室技術企画班
018-860-2427
018-860-3829

建設コンサルタント業務等における予定価格の事前公表制度の導入について

1. 背景及び趣旨

公共事業における入札・契約制度については、近年、全国各地において談合事件が多発するなど、透明性・競争性の一層の向上が求められる状況にある。

県においては、建設工事における条件付き一般競争入札の導入や、建設コンサルタント業務における公募型指名競争入札の導入など、公共事業の入札・契約制度の透明性・競争性の向上に取り組んでいるところであるが、今回、不正の発生しにくい環境をより一層整備するため、建設工事において既に実施している予定価格の事前公表制度を、建設コンサルタント業務等においても新たに導入する。

2. 制度の概要

(1)適用対象業務

秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監－1973）別表Ⅰに掲げる以下の業務を事前公表制度の適用対象とする。

測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、環境調査業務

(2)適用対象金額

委託対応額によらず全ての業務で競争入札に付するものを適用対象とする。

(3)事前公表の方法

公募型指名競争入札にあっては公募への掲載と指名通知への記載、通常の指名競争入札にあっては指名通知への記載等により公表を行う。

(4)見積内訳明細書の提出

適用対象業務においては入札参加者全員に見積内訳明細書を提出させるものとする。

3. 実施時期

平成19年5月1日以降に公募型指名競争入札における公募及び指名競争入札における指名通知を行う業務に適用する。

4 改正する関係要綱及び改正の主な内容

(1) 秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日建管－1308）

- ・公募の際の周知事項に「予定価格」を加える。
- ・「見積内訳明細書の提出」に係る規定を加える。

(2) 土木関係建設建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札の公募文例（平成17年9月15日建管－1310）

- ・周知事項に「予定価格」を加える。

(3) 建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監－1687）

- ・「予定価格を事前公表する建設コンサルタント業務等」に係る規定を加える。
- ・見積書を提出させる建設工事等に「建設コンサルタント業務等」を加える。

(4) 建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（平成6年3月30日監－1762）

- ・「予定価格を事前公表しないことができる場合」の運用規定を加える。

(5) 入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（平成6年3月30日監－1734）

- ・建設コンサルタント業務等に係る見積明細書の「様式」を定める。

1 秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱の一部改正について

秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成１７年９月１５日建管－１３０８）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中（１０）を（１１）とし、（３）から（９）までを１ずつ繰り下げ、（２）の次に次のように加える。

（３）予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

第９条を第１０条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（見積内訳明細書の提出）

第９条 入札執行者は、入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成１９年５月１日から施行する。

秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
（入札参加者の公募） 第３条 略 2 略 （１）・（２）略 <u>（３）予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）</u> <u>（４）～（１１）略</u> 第８条 略 <u>（見積内訳明細書の提出）</u> <u>第９条 入札執行者は、入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。</u> <u>2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。</u> （公募型指名競争入札の手続の特例） <u>第１０条 略</u> 2 略	（入札参加者の公募） 第３条 略 2 略 （１）・（２）略 （３）～（１０）略 第８条 略 （公募型指名競争入札の手続の特例） <u>第９条 略</u> 2 略

2 土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札の公募文例の一部改正について

土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札の公募文例（平成１７年９月１５日建管－１３１０）の一部を次のように改正する。

業務Ａの場合の公募文例中第１０項を第１２項とし、第９項を１１項とし、第３項から第８項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

3 予定価格 ○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

第９項の次に次の１項を加える。

10 見積内訳明細書の提出

(1)入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。

(2)見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

業務Ｂの場合、業務Ｃの場合及び業務Ｄの場合の公募文例については、業務Ａの場合に準じて改める。

（平成１９年４月２５日建管－３３３ 一部改正（平成１９年５月１日から施行））

土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札の公募文例の一部改正新旧対照表

新	旧
2 略	2 略
<u>3 予定価格 ○○円（消費税及び地方消費税を含む。）</u>	
<u>4～9 略</u>	<u>3～8 略</u>
<u>10 見積内訳明細書の提出</u>	
<u>(1) 入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。</u>	
<u>(2) 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。</u>	
<u>11 略</u>	<u>9 略</u>
<u>12 略</u>	<u>10 略</u>

3 建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正について

建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監－1687）の一部を次のように改正する。

第1、第6第1項、第7第4項、第26第1項及び同項第1号定中「建設コンサルタント等」を「建設コンサルタント業務等」に改める。

第3第2項中「入札参加者」を「入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）」に改める。

第4の2第3項第2号を削除し、第3号を第2号とし、同号中「掲載」を「記載」に改める。

第4の2の次に次のように加える。

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。

ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

（1）公募型指名競争入札 公募に係る掲示等における予定価格の掲載及び指名通知への予定価格の記載

（2）通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

第13第1項中「入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）」を「入札参加者」に改める。

第27第1項を次のように改める。

第27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

（1）請負対応額が4,000万円以上の建設工事

（2）前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事

（3）予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

（4）前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

同第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

様式1の1中「工事」の次に「（業務）」を加える。

附 則

この取扱いは、平成19年5月1日から施行する。

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（目的） 第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、 <u>建設コンサルタント業務等</u> （以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契	（目的） 第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、 <u>建設コンサルタント等</u> （以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契

約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(公告等)

第3 略

- 2 契約担当者は、一般競争入札にあっては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監－1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあっては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管－2423）第3条関係に掲げる事項を公告し、公募型指名競争入札にあっては秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日付け建管－1308）第3条第2項に掲げる事項を入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の公募（以下「公募」という。）の際に周知しなければならない。

第4の2 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 削除

- (2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認

約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(公告等)

第3 略

- 2 契約担当者は、一般競争入札にあっては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監－1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあっては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管－2423）第3条関係に掲げる事項を公告し、公募型指名競争入札にあっては秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日付け建管－1308）第3条第2項に掲げる事項を入札参加者の公募（以下「公募」という。）の際に周知しなければならない。

第4の2 略

2 略

1 略

(1) 略

(2) 公募型指名競争入札 公募に係る揭示等における予定価格の記載及び指名通知への予定価格の記載

- (3) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の掲載及び当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公募型指名競争入札 公募に係る掲示等における予定価格の掲載及び指名通知への予定価格の記載

(2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式１の１）の閲覧

（施工条件等の明示等）

第 6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの（以下「大規模等建設工事」という。）については、現場説明を行うことができる。

2・3 略

（見積期間）

第 7 略

2・3 略

4 製造、建設コンサルタント業務等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

（入札の取止め等）

第 13 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取

（施工条件等の明示等）

第 6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの（以下「大規模等建設工事」という。）については、現場説明を行うことができる。

2・3 略

（見積期間）

第 7 略

2・3 略

4 製造、建設コンサルタント等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

（入札の取止め等）

第 13 入札執行者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に

り止めることができる。

2・3 略

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント業務等の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

(1) 公表の対象

請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント業務等とする。

(2)～(3) 略

2・3 略

(その他)

第27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

(1) 請負対応額が4,000万円以上の建設工事

(2) 前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事

(3) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

(4) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

2 前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

3 略

(様式1の1)

1 工事(業務)名

参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2・3 略

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント等 〃 の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

(1) 公表の対象

請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント等 〃 とする。

(2)～(3) 略

2・3 略

(その他)

第27 入札執行者は、請負対応額4,000万円以上の建設工事その他予定価格の事前公表を行う建設工事の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

2 前項の 〃 見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

3 略

(様式1の1)

1 工事 〃 名

2 工事（業務）番号

3 工事（業務）箇所



2 工事 番号

3 工事 箇所



4 建設工事等競争入札事務の取扱いの運用についての一部改正について

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（平成6年3月30日監－1762）の一部を次のように改正する。

第4の2関係の次に次のように加える。

第4の3関係

第1項ただし書に規定する適正な競争性が確保できない場合は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監－1973）第8条第2項に規定する業者数を満たさない場合（公募型指名競争入札による場合を除く。）とする。

第7関係及び第26関係第1項中「建設コンサルタント等」を「建設コンサルタント業務等」に改める。

（平成19年4月25日建管－333 一部改正（平成19年5月1日から施行））

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用についての一部改正新旧対照表

新	旧
第4の2関係 略	第4の2関係 略
第4の3関係 第1項ただし書に規定する適正な競争性が確保できない場合は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監－1973）第8条第2項に規定する業者数を満たさない場合（公募型指名競争入札による場合を除く。）とする。	
第7関係 第2項に規定する見積期間については、建設工事にあつては建設業法によっているが、製造及び建設コンサルタント業務等にあつては法令上の根拠がないため、これらの見積期間については、業務の内容に応じ契約担当者が定めるものとする。	第7関係 第2項に規定する見積期間については、建設工事にあつては建設業法によっているが、製造及び建設コンサルタント等 _____ にあつては法令上の根拠がないため、これらの見積期間については、業務の内容に応じ契約担当者が定めるものとする。
第26関係 1 製造及び建設コンサルタント業務等の入札結果は、入札執行課所だけでなく、建設交通部建設管理課においても公表することとしているので、入札執行者は、当該入札の終了後速やかに入札調を同課に送付するものとす	第26関係 1 製造及び建設コンサルタント等 _____ の入札結果は、入札執行課所だけでなく、建設交通部建設管理課においても公表することとしているので、入札執行者は、当該入札の終了後速やかに入札調を同課に送付するものとす

る。

2 略

る。

2 略

5 入札時における見積内訳明細書の取扱いについての一部改正について

入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（平成6年3月30日監－1734）の一部を次のように改正する。

通知文中「指名」を削る。

2の見出しを「対象建設工事等」に改め、2を同（1）とし、2に同（2）として次のように加える。

（2）見積内訳明細書の提出を求める建設コンサルタント業務等は、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等とする。

3中「別紙」を「別紙1」に改め、3を同（1）とし、3に同（2）として次のように加える。

（2）建設コンサルタント業務等にあつては設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙2参考）とする。

様式1及び様式2中「工事名」を「工事（業務）名」に改める。

別紙を別紙1とし、別紙1の次に別紙2として次のように加える。

（次のよう 別添の別紙2参照）

（平成19年4月25日建管－333 一部改正（平成19年5月1日から施行））

入札時における見積内訳明細書の取扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
見積内訳明細書の提示又は提出については、建設工事等競争入札事務の取扱い第27に定められているところですが、県の入札契約制度の改善の一環として次のとおり取り扱うこととしたので通知します。 なお、「入札時における見積内訳明細書の取扱いについて」（平成5年7月12日付け監－545）は、廃止します。 <u>2 対象建設工事等</u> <u>（1）略</u> <u>（2）見積内訳明細書の提出を求める建設コンサルタント業務等は、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等とする。</u> 3 様式 <u>（1）土木工事にあつては設計図書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙1参考）</u>	見積内訳明細書の提示又は提出については、建設工事等<u>指名競争入札事務</u>の取扱い第27に定められているところですが、県の入札契約制度の改善の一環として次のとおり取り扱うこととしたので通知します。 なお、「入札時における見積内訳明細書の取扱いについて」（平成5年7月12日付け監－545）は、廃止します。 <u>2 対象建設工事</u> 略 3 様式 土木工事にあつては設計図書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙__参考）と、

と、建築・設備工事にあつては別に定める
内容とする。

（２）建設コンサルタント業務等にあつては、
業務委託実施設計書における本工事費内訳
書に準じた内容（別紙２参考）とする。

様式 1

<u>工事（業務）名</u>	

様式 2

2	<u>工事（業務）名</u>

（様式 1）
略

（様式 2）
略

建築・設備工事にあつては別に定める内容と
する。

様式 1

<u>工事</u>	<u>名</u>

様式 2

2	<u>工事</u> <u>名</u>

（様式）
略

秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る 公募型指名競争入札実施要綱

(平成17年9月15日建管一1308)

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札方式の実施に関し、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱及び建設工事等競争入札事務の取扱いのほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型指名競争入札方式の対象業務は、設計業務等標準積算基準書(秋田県建設交通部)(以下「基準書」という。)を適用する土木関係建設コンサルタント業務であって、設計金額が2億4千万円未満の業務(基準書における技術経費率が20%の業務であって、設計金額が300万円未満の業務を除く。)とする。

(入札参加者の公募)

第3条 契約担当者は、前条に掲げる業務を発注する場合、予定価格が3000万円以上の業務については指名審査調整会議の審議を、予定価格が500万円以上3000万円未満の業務については部局指名審査会の審議を、予定価格が500万円未満の業務については課室指名審査会の審査を経て、別に定める選定基準を満たす者の中から入札参加者を公募するものとする。この場合においては、入札の参加を希望する者に対し同種・類似業務の実績及び配置予定技術者の資格等に関する資料(以下「技術資料」という。)の提出を求めるものとする。

ただし、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務の場合において、予定価格が2000万円以上の業務については地方指名調整会議の審議を、予定価格が2000万円未満の業務については地方指名審査会の審議を経て、公募するものとする。

2 第1項の規定による入札参加者の公募(以下「公募」という。)に当たっては、別に定める公募文例を参考とし、次の事項に関することを周知するものとする。

(1) 入札に付する委託業務名、委託場所及び委託期間

(2) 委託業務概要

(3) 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 入札予定時期

(5) 入札に参加する者に必要な要件

(6) 入札参加申込等

(7) 指名通知等

(8) 設計図書等

(9) 設計図書等に対する質問及び回答

(10) その他必要な事項

(11) 問い合わせ先

3 公募は、入札執行課所等における掲示及び美の国秋田ネットへの掲載により行うこととし、

必要に応じてその概要について新聞に掲載するものとする。

(入札参加申込み等)

第4条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、所定の期限までに、入札参加申込書（様式第1号）及び技術資料（様式第2号の1から様式第2号の4）を提出しなければならない。

2 前項の提出書類の受付けは、当該業務の入札執行課所において行う。

(追加公募)

第5条 契約担当者は、入札参加申込者が少数で競争性を確保することができないと認められる場合は、追加公募するものとする。

(技術資料等の審査)

第6条 契約担当者は、技術資料の審査により技術的適性が適当と認められ、かつ別に定める選定基準により適切と認められる者を、第3条の規定による指名審査調整会議又は指名審査会の審議を経て選定するものとする。

2 前項の選定に当たっては、指名基準数にこだわることなく、技術的適性等を評価された者の入札参加機会をできるだけ確保するものとする。

(指名通知等)

第7条 契約担当者は、前条の規定により選定された者に対して、入札執行に必要な事項を通知するものとする。

2 契約担当者は、前条で指名されなかった者に対して、所定の期限内に非指名の理由について説明を求めることができる旨を付記し、通知（様式第3号）するものとする。

3 契約担当者は、指名されなかった者から非指名の理由について説明の求めがあった場合は、書面（様式4号）により速やかに理由説明を行うものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第8条 設計図書等の閲覧は、各入札執行課所において公募開始日の翌日から入札執行日の前日まで行うものとする。また、同一の期間において、その申請（様式第5号）により設計図書等の貸出しを行うものとし、その返却は貸出日の翌日までに行うものとする。ただし、電子入札システムによりおこなう入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、貸出しは行わないものとする。

2 設計図書等の複写を希望する者は、指定する場所において実費をもって複写することができるものとする。

3 第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、入札執行者は、閲覧又は貸出しするための設計図書等を5部作成するものとする。

4 設計図書等に対する質問は、書面又は電子入札システムにより所定の期限内に入札執行者に提出するものとする。また、回答（様式第6号）は、質問の提出期限の翌日から起算して5日以内に、第1項と同様に閲覧により行うものとする。

5 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第 9 条 入札執行者は、入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(公募型指名競争入札の手続の特例)

第 10 条 契約担当者は、工期又は契約までの期間の制約からいとまがないと認められる場合、若しくは特殊な能力を必要とし業務を遂行できるものが限定される場合は、第 3 条、第 4 条及び第 6 条に規定する手続を経ることなく、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第 8 条に定める指名基準により適切と認められる者を第 3 条の規定による指名審査調整会議又は指名審査会の審議を経て選定し、入札執行に必要な事項を通知することができるものとする。

2 前項の場合においては、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

契約担当者 様

会社名

代表者 _____ 印

建設コンサルタント業務公募型指名競争入札参加申込書

次の業務の入札に参加したいので、資料を添えて申し込みます。
なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業 務 名
(業務番号)

(様式第2号の1)

同種業務の実績等

会社名

問い合わせ連絡者 (tel)

業 務 名	発 注 者 名 (1)契約機関名 (2)担当部署名	箇 所 名 (1)都道府県名 (2)箇所名	契 約 金 額 (百万円)	実 施 年 度 及び履行期間 (年月、〇ヶ月)	業 務 の 概 要 【条件に関連する事項を記載のこと】	T E C R I S (1)登録の有無 (2)登録番号
						登録：有・無 番号：
						登録：有・無 番号：
						登録：有・無 番号：

- 1 「業務の概要」欄に同種・類似業務であることがわかるように的確に記載すること。
- 2 該当業務について、秋田県、国、特殊法人等、他の地方公共団体発注業務の順に記載のこと。
- 3 同種・類似業務の実績については、契約書及び設計図書等（金抜き設計書、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料）の写しを添付すること。ただし、T E C R I Sに登録し、その内容が確認できる場合は不要。

(様式第2号の2)

予 定 管 理 技 術 者 の 経 歴 等

氏 名			生年月日		
所属・役職					
・保有資格					
資格の名称	部門、分野、登録番号、取得年月日等				
技術士	部門 : 分野 : 登録番号 : 取得年月日 :				
RCCM	部門 : 登録番号 : 取得年月日 :				
その他	名称 : 登録番号 : 取得年月日 :				
・同種業務の実績等					
業 務 名		業 務 概 要		発注機関	履行期間
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
・手持業務の状況 (平成 年 月 日現在) 件数 : 金額 :					
・その他 (特記事項があれば記入してください。)					

- 1 同種・類似業務の実績を有することが、管理技術者の要件になっている場合は、「同種業務の実績等」欄も記入のうえ提出のこと。
- 2 「同種業務の実績等」欄は、秋田県、国、特殊法人等、他の地方公共団体発注業務の順に記載のこと。
- 3 資格を証する書面の写しを添付すること。

(様式第2号の3)

予 定 照 査 技 術 者 の 経 歴 等

氏 名			生年月日		
所属・役職					
・保有資格					
資格の名称	部門、分野、登録番号、取得年月日等				
技術士	部門 : 分野 : 登録番号 : 取得年月日 :				
RCCM	部門 : 登録番号 : 取得年月日 :				
その他	名称 : 登録番号 : 取得年月日 :				
・同種業務の実績等					
業 務 名		業 務 概 要		発注機関	履行期間
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
(TECRIS登録番号)		(技術者として従事)			
・その他（特記事項があれば記入してください。）					

- 1 同種・類似業務の実績を有することが、照査技術者の要件になっている場合は、「同種業務の実績等」欄も記入のうえ提出のこと。
- 2 「同種業務の実績等」欄は、秋田県、国、特殊法人等、他の地方公共団体発注業務の順に記載のこと。
- 3 資格を証する書面の写しを添付すること。

(様式第2号の4)

県内営業所常勤技術者名簿

会社名

問い合わせ連絡者 (tel)

	氏名	住所	職名	資格（部門、分野、登録番号、取得年月日等）
1				
2				
3				
4				
5				

- 1 管理技術者の資格を有する者が秋田県内の営業所に常勤していることが入札参加要件となっている場合に提出のこと。
- 2 常勤が確認できる資料（健康保険被保険者証の写し）及び資格を証する書面の写しを添付のこと。

(様式第3号)

〇〇 ー
平成 年 月 日

様

契約担当者

入札参加資格審査の結果について（通知）

先に入札参加申込みのあった次の業務について、技術資料等を審査した結果、指名しないことになりましたので通知します。

なお、指名しない理由について説明を求める場合は、秋田県〇〇部〇〇課（所）〇〇班へ平成〇年〇月〇日までにその旨を記載した書面を持参してください。

業 務 名

(委託番号)

(様式第 4 号)

〇〇 ー
平成 年 月 日

様

契約担当者

非指名の理由について（回答）

照会のありました次の業務の非指名の理由について、次のとおり回答します。

委託番号	
非指名の理由	

(様式第 5 号)

設計図書等閲覧（貸出）申請書

閲覧年月日 平成 年 月 日

閲覧者氏名

勤務先

住 所

T E L

業 務 名

(委託番号)

(該当する項目に○をしてください。)

閲覧（貸出）書類

- 1 仕様書
- 2 図 面
- 3 契約書案
- 4 金額を記載しない内訳書
- 5 質問回答書
- 6 参考図書

(様式第 6 号)

〇〇 ー
平成 年 月 日

入札執行者

設計図書等に対する質問書への回答について

次の業務に係る質問について、回答を閲覧します。

業務名（委託番号）	
質 問 要 旨	
回 答	

(業務Aの場合)

土木関係建設コンサルタント業務公募型指名競争入札の参加者の公募について

一級河川〇〇〇川〇〇樋門詳細設計業務に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は次により申込みをされたい。

平成〇年〇月〇日
契約担当者

(電子入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 一級河川〇〇〇川〇〇樋門詳細設計業務

委託箇所 一級河川〇〇〇川 〇〇市〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に変えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(電子入札に関しては、「秋田県公共事業電子入札運用基準」によることとする。)

(紙入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 一級河川〇〇〇川〇〇樋門詳細設計業務

委託箇所 一級河川〇〇〇川 〇〇市〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

2 業務概要

延長 = 30m

断面 2m×2m

構造形式 RC柔構造

3 予定価格 〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 入札予定時期 平成〇年〇月〇日

5 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿(土木関係建設コンサルタント業務)に「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」部門の入札参加資格があると認められる者として登載され、かつ、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号。以下「規程」という。)第2条の規定による「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」部門の登録

を有すること。

- (2) 過去に元請として、同種又は類似業務（樋門の詳細設計（形式・規模は問わない。））の実績を有すること。
- (3) 本店を秋田県内に有すること。
- (4) 配置予定技術者の資格は次のとおりとする。
 - 1) 管理技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）、規程第3条第1号ロに該当する者（「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又はRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）の資格保有者とする。
 - 2) 照査技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）、規程第3条第1号ロに該当する者（「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又はRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）の資格保有者であること。

（電子入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に示す資料を電子入札システム又は持参により提出しなければならない。
 - ・（様式第1号） 入札参加申込書
 - ・（様式第2号の1）同種業務の実績等
 - ・（様式第2号の2）予定管理技術者の経歴等
 - ・（様式第2号の3）予定照査技術者の経歴等
- (2) 入札参加申込書等の提出期間等
 - 1) 期間 電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（サーバ停止時間を除く）
持参による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
 - 2) 時間 午前9時から午後5時まで
 - 3) 場所 [持参の場合]秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
 - 4) 提出部数 [持参の場合] 一部
電子入札による場合は、システムにより提出すること。
 - 5) 用紙の配布 紙入札の場合は、公募開始の日から、秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

（紙入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は持参により提出しなければならない。
 - ・（様式第1号） 入札参加申込書
 - ・（様式第2号の1）同種業務の実績等
 - ・（様式第2号の2）予定管理技術者の経歴等
 - ・（様式第2号の3）予定照査技術者の経歴等
- (2) 入札参加申込書等の提出期間等
 - 1) 期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
 - 2) 時間 午前9時から午後5時まで
 - 3) 場所 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
 - 4) 提出部数 一部
 - 5) 用紙の配布 公募開始の日から、秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

7 指名通知等

- (1) 指名された者に対しては、平成○年○月○旬に通知する。
- (2) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。
- (3) 入札参加申込書等を提出した者のうち、契約担当者による非指名通知を受理した者で、当該指名されなかったことに対して不服のある者は、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して10日（秋田県の休日を定め条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して、非指名理由についての説明を求めることができる。

（電子入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

電子入札システムの入札情報サービスによりインターネット上で閲覧を行う。
閲覧期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

（紙入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計図書等の閲覧、貸出し及び複写については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧（貸出）場所 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- (2) 閲覧（貸出）期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 閲覧（貸出）時間 午前9時から午後5時まで
貸出しの返却は貸出日の翌日までとする。
- (4) 複写場所 ○○（所在、時間）

(電子入札の場合)

9 設計図書等に対する質問及び回答

電子入札システムにより行う。

なお、紙入札方式による場合は次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

(紙入札の場合)

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

10 見積内訳明細書の提出

- (1) 入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。
- (2) 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

11 その他

- (1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書等に係るヒアリングは、実施しない。
- (3) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書を公表し、又は、無断で使用することはしない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 本業務は、地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用している。

12 問い合わせ先

秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）

(業務Bの場合)

土木関係建設コンサルタント業務公募型指名競争入札の参加者の公募について

〇〇〇橋詳細設計業務に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は次により申込みをされたい。

平成〇年〇月〇日
契約担当者

(電子入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 〇〇〇橋詳細設計業務（上部工：概略設計、下部工：詳細設計）

委託箇所 国道〇〇〇号 〇〇市〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に変えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

（電子入札に関しては、「秋田県公共事業電子入札運用基準」によることとする。）

(紙入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 〇〇〇橋詳細設計業務（上部工：概略設計、下部工：詳細設計）

委託箇所 国道〇〇〇号 〇〇市〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

2 業務概要

橋長 = 35m

幅員 = 6.0 (11.0) m

上部工 : 単純ポストテンションT桁橋

下部工 : 逆T式橋台2基

3 予定価格 〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 入札予定時期 平成〇年〇月〇日

5 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号。以下「規程」という。）第2条の規定による「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」部門の登録を有すること。
- (2) 過去に元請として、同種又は類似業務（コンクリート上部工・コンクリート橋台の詳細設計（形式・規模は問わない。））の実績を有すること。

- (3) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。なお、本店を県外に有する者にあつては、(4)に示す管理技術者の資格を有する技術者が秋田県内の営業所に常勤していること。
- (4) 配置予定技術者の資格及び業務経歴は次のとおりとする。
- 1) 管理技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）、規程第3条第1号口に該当する者（「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又はRCCM（「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）の資格保有者とし、当該業務と同種又は類似業務の実績を有すること。
 - 2) 照査技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）、規程第3条第1号口に該当する者（「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又はRCCM（「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）の資格保有者であること

（電子入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に示す資料を電子入札システム又は持参により提出しなければならない。

県内に本店を有する者	県外に本店を有する者
・（様式第1号） 入札参加申込書 ・（様式第2号の1） 同種業務の実績等 ・（様式第2号の2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第2号の3） 予定照査技術者の経歴等	・（様式第1号） 入札参加申込書 ・（様式第2号の1） 同種業務の実績等 ・（様式第2号の2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第2号の3） 予定照査技術者の経歴等 ・（様式第2号の4） 県内営業所常勤技術者名簿 ・ 県税の法人事業税の納税証明書の写し又は事業所開設届の写し

(2) 入札参加申込書等の提出期間等

- 1) 期間 電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（サーバ停止時間を除く）
持参による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 2) 時間 午前9時から午後5時まで
- 3) 場所 [持参の場合]秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話

番号)

- 4) 提出部数 [持参の場合] 一部

電子入札による場合は、システムにより提出する。

- 5) 用紙の配布 紙入札の場合は、公募開始の日から、秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

(紙入札の場合)

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、持参により提出しなければならない。

県内に本店を有する者	県外に本店を有する者
・ (様式第 1 号) 入札参加申込書 ・ (様式第 2 号の 1) 同種業務の実績等 ・ (様式第 2 号の 2) 予定管理技術者の経歴等 ・ (様式第 2 号の 3) 予定照査技術者の経歴等	・ (様式第 1 号) 入札参加申込書 ・ (様式第 2 号の 1) 同種業務の実績等 ・ (様式第 2 号の 2) 予定管理技術者の経歴等 ・ (様式第 2 号の 3) 予定照査技術者の経歴等 ・ (様式第 2 号の 4) 県内営業所常勤技術者名簿 ・ 県税の法人事業税の納税証明書の写し又は事業所開設届の写し

- (2) 入札参加申込書等の提出期間等

- 1) 期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3) 場所 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- 4) 提出部数 一部
- 5) 用紙の配布 公募開始の日から、秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

7 指名通知等

- (1) 指名された者に対しては、平成〇年〇月〇旬に通知する。
- (2) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。
- (3) 入札参加申込書等を提出した者のうち、契約担当者による非指名通知を受理した者で、当該指名されなかったことに対して不服のある者は、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（秋田県の休日を定め条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して、非指名理由についての説明を求めることができる。

(電子入札の場合)

8 設計図書等を示す場所及び期間

電子入札システムの入札情報サービスによりインターネット上で閲覧を行う。

閲覧期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

(紙入札の場合)

8 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計図書等の閲覧、貸出し及び複写については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧（貸出）場所 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- (2) 閲覧（貸出）期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 閲覧（貸出）時間 午前9時から午後5時まで
貸出しの返却は貸出日の翌日までとする。
- (4) 複写場所 ○○（所在、時間）

(電子入札の場合)

9 設計図書等に対する質問及び回答

電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

(紙入札の場合)

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

10 見積内訳明細書の提出

- (1) 入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。
- (2) 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

11 その他

- (1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書等に係るヒアリングは、実施しない。
- (3) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書を公表し、又は、無断で使用することはしない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 本業務は、地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用している。

12 問い合わせ先

秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）

(業務Cの場合)

土木関係建設コンサルタント業務公募型指名競争入札の参加者の公募について

トランペット型 I C 詳細設計業務に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は次により申込みをされたい。

平成○年○月○日
契約担当者

(電子入の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 地域高規格道路○○道路○○ I C 詳細設計業務

委託箇所 地域高規格道路○○道路 ○○市○○地内

工 期 約○ヶ月

本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に変えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(電子入札に関しては、「秋田県公共事業電子入札運用基準」によることとする。)

(紙入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 地域高規格道路○○道路○○ I C 詳細設計業務

委託箇所 地域高規格道路○○道路 ○○市○○地内

工 期 約○ヶ月

2 業務概要

トランペット型 I C 詳細設計

道路区分 ○○○

設計速度 ○○○

3 予定価格 ○○円 (消費税及び地方消費税を含む。)

4 入札予定時期 平成○年○月○日

5 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号。以下「規程」という。)第2条の規定による「道路」部門の登録を有すること。
- (2) 過去に元請として、同種又は類似業務(完全立体交差詳細設計(形式・規模は問わない。))の実績を有すること。
- (3) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。

(4) 配置予定技術者の資格及び業務経歴は次のとおりとする。

- 1) 管理技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」に限る。）の資格を有し、かつ、当該業務と同種又は類似業務の実績を有すること。
- 2) 照査技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」に限る。）、規程第3条第1号ロに該当する者（「道路」に限る。）又はRCCM（「道路」に限る。）の資格保有者とし、かつ、当該業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

（電子入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に示す資料を電子入札システム又は持参により提出しなければならない。

県内に本店を有する者	県外に本店を有する者
・（様式第1号） 入札参加申込書 ・（様式第2号の1） 同種業務の実績等 ・（様式第2号の2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第2号の3） 予定照査技術者の経歴等	・（様式第1号） 入札参加申込書 ・（様式第2号の1） 同種業務の実績等 ・（様式第2号の2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第2号の3） 予定照査技術者の経歴等 ・ 県税の法人事業税の納税証明書の写し又は事業所開設届の写し

- (2) 入札参加申込書等の提出期間等

- 1) 期間 電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（サーバ停止時間を除く）
持参による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 2) 時間 午前9時から午後5時まで
- 3) 場所 [持参の場合] 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- 4) 提出部数 [持参の場合] 一部
- 5) 用紙の配布 紙入札の場合は、公募開始の日から、秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

（紙入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、持参により提出しなければならない。

県内に本店を有する者	県外に本店を有する者
------------	------------

・（様式第 1 号） 入札参加申込書 ・（様式第 2 号の 1） 同種業務の実績等 ・（様式第 2 号の 2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第 2 号の 3） 予定照査技術者の経歴等	・（様式第 1 号） 入札参加申込書 ・（様式第 2 号の 1） 同種業務の実績等 ・（様式第 2 号の 2） 予定管理技術者の経歴等 ・（様式第 2 号の 3） 予定照査技術者の経歴等 ・ 県税の法人事業税の納税証明書の写し又は事業所開設届の写し
--	--

(2) 入札参加申込書等の提出期間等

- 1) 期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3) 場所 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- 4) 提出部数 一部
- 5) 用紙の配布 公募開始の日から、秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

7 指名通知等

- (1) 指名された者に対しては、平成○年○月○旬に通知する。
- (2) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。
- (3) 入札参加申込書等を提出した者のうち、契約担当者による非指名通知を受理した者で、当該指名されなかったことに対して不服のある者は、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（秋田県の休日を定め条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して、非指名理由についての説明を求めることができる。

（電子入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

電子入札システムの入札情報サービスによりインターネット上で閲覧を行う。
 閲覧期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

（紙入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計図書等の閲覧、貸出し及び複写については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧（貸出）場所 秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- (2) 閲覧（貸出）期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 閲覧（貸出）時間 午前 9 時から午後 5 時まで

貸出しの返却は貸出日の翌日までとする。

- (4) 複写場所 ○○（所在、時間）

（電子入札の場合）

9 設計図書等に対する質問及び回答

電子入札システムにより行う。

なお、紙入札方式による場合は次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

（紙入札の場合）

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

10 見積内訳明細書の提出

- (1) 入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。
- (2) 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

11 その他

- (1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書等に係るヒアリングは、実施しない。
- (3) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書を公表し、又は、無断で使用することはしない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 本業務は、地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用している。

12 問い合わせ先

秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）

(業務Dの場合)

土木関係建設コンサルタント業務公募型指名競争入札の参加者の公募について

〇〇トンネル設計業務に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は次により申込みをされたい。

平成〇年〇月〇日
契約担当者

(電子入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 一般国道〇〇〇号〇〇トンネル設計業務

委託箇所 〇〇バイパス 〇〇村〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に変えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(電子入札に関しては、「秋田県公共事業電子入札運用基準」によることとする。)

(紙入札の場合)

1 入札に付する事項

業 務 名 一般国道〇〇〇号〇〇トンネル設計業務

委託箇所 〇〇バイパス 〇〇村〇〇地内

工 期 約〇ヶ月

2 業務概要

〇〇トンネル設計業務

延長 〇〇〇

幅員 〇〇〇

3 予定価格 〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 入札予定時期 平成〇年〇月〇日

5 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号。以下「規程」という。)第2条に規定による「道路」又は「トンネル」部門の登録を有すること。
- (2) 過去に元請として、同種又は類似業務(山岳トンネル設計(形式・規模は問わない。))の実績を有すること。
- (3) 配置予定技術者の資格及び業務経歴は次のとおりとする。

- 1) 管理技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」又は「トンネル」に限る。）の資格を有し、かつ、当該業務と同種又は類似業務の実績を有すること。
- 2) 照査技術者：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし選択科目は「道路」又は「トンネル」に限る。）の資格を有し、かつ、当該業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

（電子入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に示す資料を電子入札システム又は持参により提出しなければならない。
 - ・（様式第1号） 入札参加申込書
 - ・（様式第2号の1）同種業務の実績等
 - ・（様式第2号の2）予定管理技術者の経歴等
 - ・（様式第2号の3）予定照査技術者の経歴等
- (2) 入札参加申込書等の提出期間等
 - 1) 期間 電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（サーバ停止時間を除く）
持参による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
 - 2) 時間 午前9時から午後5時まで
 - 3) 場所 [持参の場合]秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
 - 4) 提出部数 [持参の場合] 一部
 - 5) 用紙の配布 紙入札の場合は、公募開始の日から、秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

（紙入札の場合）

6 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、持参により提出しなければならない。
 - ・（様式第1号） 入札参加申込書
 - ・（様式第2号の1）同種業務の実績等
 - ・（様式第2号の2）予定管理技術者の経歴等
 - ・（様式第2号の3）予定照査技術者の経歴等
- (2) 入札参加申込書等の提出期間等
 - 1) 期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
 - 2) 時間 午前9時から午後5時まで

- 3) 場所 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- 4) 提出部数 一部
- 5) 用紙の配布 公募開始の日から、秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課において配布する。

7 指名通知等

- (1) 指名された者に対しては、平成〇年〇月〇旬に通知する。
- (2) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。
- (3) 入札参加申込書等を提出した者のうち、契約担当者による非指名通知を受理した者で、当該指名されなかったことに対して不服のある者は、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して10日（秋田県の休日を含めない。）以内に契約担当者に対して、非指名理由についての説明を求めることができる。

（電子入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

電子入札システムの入札情報サービスによりインターネット上で閲覧を行う。
閲覧期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

（紙入札の場合）

8 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計図書等の閲覧、貸出し及び複写については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧（貸出）場所 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）
- (2) 閲覧（貸出）期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 閲覧（貸出）時間 午前9時から午後5時まで
貸出しの返却は貸出日の翌日までとする。
- (4) 複写場所 〇〇（所在、時間）

（電子入札の場合）

9 設計図書等に対する質問及び回答

電子入札システムにより行う。

なお、紙入札方式による場合は次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成〇年〇月〇日までに、秋田県〇〇地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成〇年〇月〇日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

（紙入札の場合）

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成○年○月○日までに、秋田県○○地域振興局長に対し書面で行わなければならない。質問書の書式は、任意とする。
- (2) 回答は、平成○年○月○日までに、書面で7に定める閲覧により行う。

10 見積内訳明細書の提出

- (1) 入札書の提出に当たって、見積内訳明細書を併せて提出するものとする。
- (2) 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

11 その他

- (1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書等に係るヒアリングは、実施しない。
- (3) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書を公表し、又は、無断で使用することはしない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 本業務は、地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用している。

12 問い合わせ先

秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課（所在、電話番号）

建設工事等競争入札事務の取扱い

(平成4年2月20日監－1687)

(目的)

第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(入札執行者)

第2 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、契約担当者又は契約担当者があらかじめ指定した者とする。

2 入札執行者は、建設工事等の施工場所を所管する地方公所の長に入札の執行（入札不調時の随意契約への移行を含む。）を委任することができる。

3 前項の規定により入札の執行を委任された地方公所の長は、入札調（様式1又はこれに準ずる様式）を添付の上、入札結果を委任者に報告しなければならない。

(公告等)

第3 一般競争入札、条件付き一般競争入札及び公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項については、契約担当者が定めるものとする。

2 契約担当者は、一般競争入札にあつては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監－1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあつては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管－2423）第3条関係に掲げる事項を公告し、公募型指名競争入札にあつては秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成17年9月15日付け建管－1308）第3条第2項に掲げる事項を入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の公募（以下「公募」という。）の際に周知しなければならない。

(指名競争入札における指名等)

第4 契約担当者は、公募型指名競争入札においては、入札参加申込みのあった者のうち入札参加要件を満たす者を指名するものとし、通常の指名競争入札においては、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監－134）第5条に規定する建設業者等級格付名簿及び秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日付け監－1973）第4条に規定する資格者名簿に登載されている者の中から指名するものとする。

2 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記の上、指名競争入札に係る指名通知を作成するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含み、事前公表する場合に限る。）
- (3) 関係書類閲覧場所
- (4) 現場説明の日時
- (5) 入札保証金
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
- (7) その他

(予定価格の事前公表)

第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)を事前公表するものとする。

- (1) 請負対応額が4,000万円以上の建設工事で入札に付すもの
 - (2) 請負対応額が250万円以上4,000万円未満の建設工事で入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの(入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの)
- 2 前項第2号に規定する建設工事の予定価格の事前公表は、当分の間試行として行うものとする。
- 3 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 一般競争入札及び条件付き一般競争入札 入札公告への予定価格の掲載
 - (2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面(様式1の1)の閲覧

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 公募型指名競争入札 公募に係る掲示等における予定価格の記載及び指名通知への予定価格の記載
- (2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面(様式1の1)の閲覧

(入札参加資格等の取消し)

第5 契約担当者は、一般競争入札参加資格確認結果通知及び指名通知を確実な方法で行うものとし、これらの通知をした後当該入札が執行されるまでの間に秋田県建設工事入札参加者指名停止基準(平成6年9月13日付け監-848)に基づき指名停止された場合は、入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

(施工条件等の明示等)

第6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの(以下「大規模等建設工事」という。)については、現場説明を行うことができる。

- 2 前項の大規模等建設工事に係る現場説明は、入札参加資格確認結果通知又は指名通知を行う前に行うものとする。
- 3 契約条件等は次の各号について、明示するものとする。
 - (1) 前金払の有無
 - (2) 契約保証金の納付の有無
 - (3) 建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等

- (4) 議会の議決を要するものについては、仮契約の締結
- (5) 質疑応答期間の設定
- (6) その他特に必要な事項

(見積期間)

第7 建設工事の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。

2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事については1日以上
- (2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事については10日以上
- (3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については15日以上

3 見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日等を含むものとするが、見積りに相当期間を要する場合、見積りが年末年始等の長期連休に及ぶ場合等は、土曜日、日曜日、祝日等を含めないことができる。

4 製造、建設コンサルタント業務等にあつては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

(入札への参加者)

第8 次の各号の一に該当する者を入札に参加させてはならない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(入札保証金)

第9 入札執行者は、入札前に現金又は秋田県財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の場所)

第10 入札は、県庁舎、地方公所その他入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

(入札の準備)

第11 入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札辞退)

第12 指名競争入札において、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札執行者は、当該入札参加者に対し、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出させるものとする。ただし、電子入札においては、書面によるほか、電子入札システムにより入札辞退を届出させることができる。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式2)を持参又は郵送により提出させること。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させること。
- 2 契約担当者は、入札を辞退した者に対しこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

(入札の取止め等)

第13 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。
- 3 前2項の場合、入札執行者は、入札取止め等の理由を明記した報告書を契約担当者又は委任者に提出しなければならない。ただし、入札期日を変えないものについては、この限りではない。

(入札の秩序)

第14 次の各号の一に該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏の行動をなす者

(入札の執行)

第15 入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出させることにより行う。ただし、契約担当者が承諾し、又は契約担当者の指示により書面で提出させる場合は、前項に定めるところによる。
- 3 代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札書の金額については、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載させるものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第16 入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(無効の入札)

第17 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

- (3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2 人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）

- 第 18 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者（電子入札システムにより入札した者を除く。次項において同じ。）の立会いのもとに行わなければならない。
- 2 前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
 - 3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
 - 4 開札は、開札の場所において、入札参加者の氏名及び入札金額を読み上げて行うものとする。

（落札者の決定）

- 第 19 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 入札執行者は、落札者を決定したときは直ちに口頭、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に通知しなければならない。

（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）

- 第 20 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。
- 2 前項の場合においては、初めにくじにより、落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札執行者は、電子入札システムによる抽選によりくじを行うものとする。

（再度の入札）

- 第 21 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として 1 回までとする。

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第17第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第17第9号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの
- (3) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

3 第12及び第13の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(不調時の取扱い)

第22 入札執行者は、再度入札によってもなお落札者がいないときは入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が小額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行うこととする。

(契約保証金)

第23 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一（役務的保証にあっては請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証）を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

(契約書の提出)

第24 契約担当者は、契約書又は請書を作成する場合には、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた時は、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第25 入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は認めないものとする。

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント業務等の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

- (1) 公表の対象
請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント業務等とする。
- (2) 公表の方法
入札調を閲覧に供することにより行うものとする。
- (3) 公表の場所
入札執行課所及び建設交通部建設管理課とする。
- (4) 公表の時期及び期間

指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果については、契約を締結したときに遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から１年間とする。

- ２ 建設工事については、年間受注実績上位３０社並びにその受注金額及び受注件数を建設管理課において１年間閲覧に供することにより公表するものとする。
- ３ 前項に規定するほか、建設工事については、発注の見通し、入札結果等を別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第２７ 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

- (１) 請負対応額が４，０００万円以上の建設工事
- (２) 前号に掲げるもののほか、予定価格の事前公表を行う建設工事
- (３) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等
- (４) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

- ２ 前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。
- ３ 第１項に定めるほか、入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めたときは、入札参加者に見積内訳明細書又は誓約書（様式５）の提出を求めることができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成４年４月１日から施行する。

附 則 （平成５年３月３０日監－１９５６ 一部改正）

この取扱いは、平成５年５月１日から施行する。

附 則 （平成６年３月３０日監－１７４２ 一部改正）

この取扱いは、平成６年月１日から施行する。

附 則 （平成８年４月１日監－１１９７ 一部改正）

この取扱いは、平成８年４月１日から施行する。

附 則 （平成１１年３月３０日監－３８７０ 一部改正）

この取扱いは、平成１１年３月３０日から施行する。

附 則 （平成１２年５月１日建管－３３３ 一部改正）

この取扱いは、平成１２年５月１日から施行する。

附 則 （平成１３年８月２０日建管－９２９ 一部改正）

この取扱いは、平成１３年９月１日から施行する。

附 則 （平成１５年９月２４日建管－１５９７ 一部改正）

この取扱いは、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則 （平成１７年７月１９日建管－９１６ 一部改正）

この取扱いは、平成１７年７月１９日から施行する。

附 則 （平成１７年１０月７日建管－１４６８ 一部改正）

この取扱いは、平成１７年１０月７日から施行する。

附 則 （平成１８年２月２８日建管－２３４６、２３４７ 一部改正）

この取扱いは、平成１８年３月２０日から施行する。

附 則 （平成１９年３月２９日建管－２４２３ 一部改正）

この取扱いは、平成１９年４月１日から施行する。

附 則 (平成19年4月25日建管－333 一部改正)

この取扱いは、平成19年5月1日から施行する。

(様式1号)

入札調		年 月 日執行			
工事番号	路線河川名	都市 町村 大字 字			工事名
※1 予定価格	請負決定額		請負人住所		請負人氏名
入札人氏名	初入札		再入札		入札保証金
	金額	摘要	金額	摘要	
※2 入札参加 希望者数		※2 入札参加資格 確認者数		※2 入札参加 者数	

※1 請負対応額250万円を超える工事について記載すること。
 ※2 一般競争入札の場合に使用すること。

(様式 1 の 1)

平成 年 月 日

入札執行課所長
(公印省略)

予定価格の事前公表について

次のとおり予定価格を事前公表します。

- 1 工事 (業務) 名
- 2 工事 (業務) 番号
- 3 工事 (業務) 箇所
 (1) 路線河川名等
 (2) 市町村
 (3) 位置
- 4 予定価格 (消費税及び地方消費税を含む。)

(様式2)

平成 年 月 日

秋田県知事（地方公所の長）様

住所
商号又は名称
代表者名

印

入 札 辞 退 届

次の工事（業務）について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

工事（業務）名
工事（業務）番号
工事（業務）箇所

(様式3)

平成 年 月 日

秋田県知事（地方公所の長）様

住所

商号又は名称

代表者名

印

誓 約 書

当社は、次の工事（業務）の入札に当たり、関係諸法令及び建設工事等指名競争入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。

なお、これに反したときは、入札を無効とされても異議ありません。

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）箇所

監 ー 1 7 6 2
平成 6 年 3 月 3 0 日

公営企業管理者
教 育 長
警 察 本 部 長 あて
各 部 局 長
土木部各課所長

土 木 部 長

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（通知）

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用を次のとおり定めたので通知します。

第 2 関係

第 2 項に規定する入札の執行の委任については、原則として、農林水産部及び建設交通部における知事契約について、当該事業の監督業務を行う公所の長に対して行うものとする。

第 3 及び第 4 関係

- 1 一般競争入札及び条件付き一般競争入札に係る公告、並びに公募型指名競争入札に係る公募指名等の手続の詳細については、秋田県一般競争入札実施要綱（平成 7 年 3 月 3 0 日付け監ー 1 7 2 6）、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成 1 9 年 3 月 2 9 日付け建管ー 2 4 2 2）及び秋田県土木関係建設コンサルタント業務に係る公募型指名競争入札実施要綱に定めるところによるものとする。
- 2 随意契約に係る業者についても、可能な限り第 4 第 1 項に規定する名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。
- 3 第 4 第 2 項第 7 号の「その他」としては、入札心得を熟知の上、入札に参加するようという趣旨のことを記載するほか、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の適用の有無、見積内訳明細書の提示の要否等についても記載すること。

第 4 の 2 関係

第 4 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる建設工事の予定価格の事前公表は、入札・契約手続の透明性の向上を図る観点から、請負対応額が 2 5 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満の建設工事のうち事前公表することにより以後の発注に支障が生ずるおそれのあるものを除くすべての工事について試行するものとする。

第 4 の 3 関係

第 1 項ただし書に規定する適正な競争性が確保できない場合は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成 5 年 3 月 3 0 日監ー 1 9 7 3）第 8 条第 2 項に定める業者数を満たさない場合（公募型指名競争入札による場合を除く。）とする。

第 7 関係

第 2 項に規定する見積期間については、建設工事にあつては建設業法によっているが、製造及び建設コンサルタント業務等にあつては法令上の根拠がないため、これらの見積期間について

ては、業務の内容に応じ契約担当者が定めるものとする。

第 8 関係

入札への参加者は、原則として、入札参加資格者若しくは被指名者本人、代理人又は関係者
とすることとし、入札参加者名簿等により確認すること。

第 12 関係

- 1 公募型指名競争入札又は通常の指名競争入札において、入札執行前に入札辞退者が出る場合
 - ア 指名業者全員が辞退した場合は、入札を取り止め、指名替えを行うものとする。
 - イ 入札者が 1 人になり、競争性が確保できない場合には、入札を延期し、追加指名を行うものとする。
 - ウ 入札者が 2 人以上で、競争性が確保できる場合には、原則として、追加指名は行わず、入札を執行するものとする。
- 2 予定価格の事前公表を行わない指名競争入札において、初度の入札後再度の入札執行前に入札辞退者が出る場合
 - ア 入札参加者全員が辞退した場合及び入札者が 1 人になり、競争性が確保できない場合には、入札を打ち切り、指名替えを行うものとする。この場合、予定価格を変えないときは、最後まで残った入札者については、公平性の観点から再度の指名を行わないこととする。
 - イ 入札者が 2 人以上で、競争性が確保できる場合には、入札を執行するものとする。
- 3 1 及び 2 の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めるものとする。
なお、入札辞退が頻繁に行われた場合には、その背景を調査し、関係各課と協議の上、対応策を講じるものとする。
- 4 所定の入札時間に入札を行わなかった者は、入札を放棄したものとし、辞退者と区別して取り扱うものとする。

第 13 関係

入札の取止め等の事由が生じたときは、速やかに、別紙様式により入札参加者へ通知するとともに、契約担当者へ報告すること。

第 18 関係

入札者名及び入札金額の読上げについては、各回とも最低額の入札者名及びその入札金額のみについて行うものとする。この場合、最低制限価格を設けているときは、最低制限価格を下回らないことを確認した上で行うものとする。

第 26 関係

- 1 製造及び建設コンサルタント業務等の入札結果は、入札執行課所だけでなく、建設交通部建設管理課においても公表することとしているので、入札執行者は、当該入札の終了後速やかに入札調を同課に送付するものとする。
- 2 建設工事の入札結果等の公表については、「建設工事の入札及び契約に関する情報の公表等について」（平成 13 年 4 月 9 日付け建管－71 建設交通部長通知）によるものとする。

第 27 関係

第 1 項及び第 2 項の見積内訳明細書の提出に係る取扱いについては、「入札時における見積

内訳明細書の取扱いについて」(平成6年3月30日付け監－1734土木部長通知)によるものとする。

(平成12年5月1日建管－333 一部改正)

(平成13年8月20日建管－929 一部改正)

(平成18年2月28日建管－2346 一部改正 (平成18年3月20日から施行))

(平成19年3月29日建管－2423 一部改正 (平成19年4月1日から施行))

(平成19年4月25日建管－333 一部改正 (平成19年5月1日から施行))

(別紙)

(番 号)
平成 年 月 日

契約担当者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（報告）

次の工事（業務）について、入札を取り止めた（延期した）ので、報告します。

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）番号
- 3 取止め（延期）の理由

(別紙)

(番 号)
平成 年 月 日

入札参加者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（通知）

次の工事（業務）について、入札を取り止める（延期する）ので、通知します。
※なお、入札日が確定次第お知らせします。

（※は延期の場合）

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）番号
- 3 取止め（延期）の理由

監 一 1734
平成6年3月30日

公営企業管理者
教 育 長
警 察 本 部 長 様
各 部 局 長
土木部各課所長

土 木 部 長

入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（通知）

見積内訳明細書の提出については、建設工事等競争入札事務の取扱い第27に定められているところですが、県の入札契約制度の改善の一環として次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、「入札時における見積内訳明細書の取扱いについて」（平成5年7月12日付け監一545）は、廃止します。

1 目的

- (1) 入札参加者の見積根拠を明確にするとともに、真摯な見積努力を促すことにより技術力の向上を図る。
- (2) 一層の競争性の確保に努め、談合の防止を図る。

2 対象建設工事等

- (1) 見積内訳明細書の提出を求める建設工事は、請負対応額が4千万円以上の建設工事とする。なお、当分の間、請負対応額が250万円以上4千万円未満の建設工事で、予定価格の事前公表を行うものについても、見積内訳明細書の提出を求めるものとする。
- (2) 見積内訳明細書の提出を求める建設コンサルタント業務等は、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等とする。

3 様式

- (1) 土木工事にあつては設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙1参考）とし、建築・設備工事にあつては別に定める内容とする。
- (2) 建設コンサルタント業務等にあつては設計書における本業務費内訳書に準じた内容（別紙2参考）とする。

4 提出の方法

第1回目の入札に際し、見積内訳明細書を提出させる。

5 内容の確認方法等

入札終了後、入札参加者全員の見積内訳明細書の内容の確認を行い、見積内訳明細書提出状況調（様式1）を作成する。

なお、確認の結果、見積内訳明細書の内容に適切でないところがあった場合は、当該入札参加者に対し、指導するものとする。特に、見積内訳明細書の提出がない場合は又は見積内訳明細書の内容が不誠実であるなど、真摯な見積努力に欠ける場合は、書面（様式2）により厳重に注意を行うとともに、以後の指名において考慮するものとする。

6 効力

（1）低入札価格調査制度を適用しない工事

見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。例えば、最低札の者が見積内訳明細書を提出しなかった場合、見積内訳明細書が白紙であった場合、見積内訳明細書の合計額が入札額と一致しない場合等であっても、それを理由として落札者としすることはできない。

（2）低入札価格調査制度を適用する工事

見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠となるものであり、見積内訳明細書に記載された工事費内訳により判断した結果、落札者とならないこともありうる。

7 入札参加者への周知

一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあつては指名通知及び「入札参加にあたっての留意事項」に、第1回目の入札に際し、見積内訳明細書を提出すること等について明示するものとする。

（平成13年8月20日建管－929 一部改正）

（平成18年2月28日建管－2346 一部改正（平成18年3月20日から施行））

（平成19年3月29日建管－2423 一部改正（平成19年4月1日から施行））

（平成19年4月25日建管－333 一部改正（平成19年5月1日から施行））

様式 1

見積内訳明細書提出状況調

工事 (業務) 名

入札日

確認者所属 職氏名

入札参加者名	提出の有無	不適切な事項
		(例) ・ 他社と同一の内容 ・ 設計条件が明らかに異なっている。 ・ 数量、単価、金額等の記載がない。 (参考) 設計図書と見積内訳明細書の比較において、工種別の金額が大幅に違う場合は、構わないものである。

様式 2

(番 号)

年 月 日

様

入札執行課所長

入札時における見積内訳明細書の提出について（通知）

このことについて、次のとおり、見積内訳明細書の提出に関する貴社の対応は不適切であると認められましたので、今後改善されるよう要請します。

1 入 札 日

2 工事 (業務) 名

3 提 出 状 況

（例）提出なし

(別紙 1)

見積内訳明細書の例（道路改良）

[illegible]

(別紙２) 見積内訳明細書の例（建設コンサルタント業務等）

費 目	工 種	種 別	細別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直 接 業 務 費									
	直接人件費				式				
		設計計画			人				
		現地踏査			〃				
		設計図作成			〃				
		協議資料作成			〃				
		概算工事費			〃				
		照査			〃				
		報告書作成			〃				
		（直接人件費計）							
	直接経費				式				
		事務用品費			〃				
		旅費交通費			〃				
		使用料及び損料			〃				
		その他直接経費			〃				
		（直接経費計）							
	（直接業務費計）								
間 接 業 務 費									
	技術経費				式				
諸経費									
	業務管理費				式				
	一般管理費等				式				
業 務 価 格									

注）建設コンサルタント業務等において提出を求める見積内訳明細書の内容が、上記の例によりがたい場合には、閲覧又は広告において提示する金抜設計書に対応した内容とすることができるものとする。